

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル審査技術提案書作成上の補足について

1 技術提案書の視覚的表現について

人吉市庁舎建設設計業務プロポーザル審査技術提案書作成上手順（以下「作成手順」という。）P2「1技術提案書の作成、(4)作成上の注意事項、①技術提案における視覚的表現」については別添の表現例を参考とする。

2 プレゼンテーション資料について

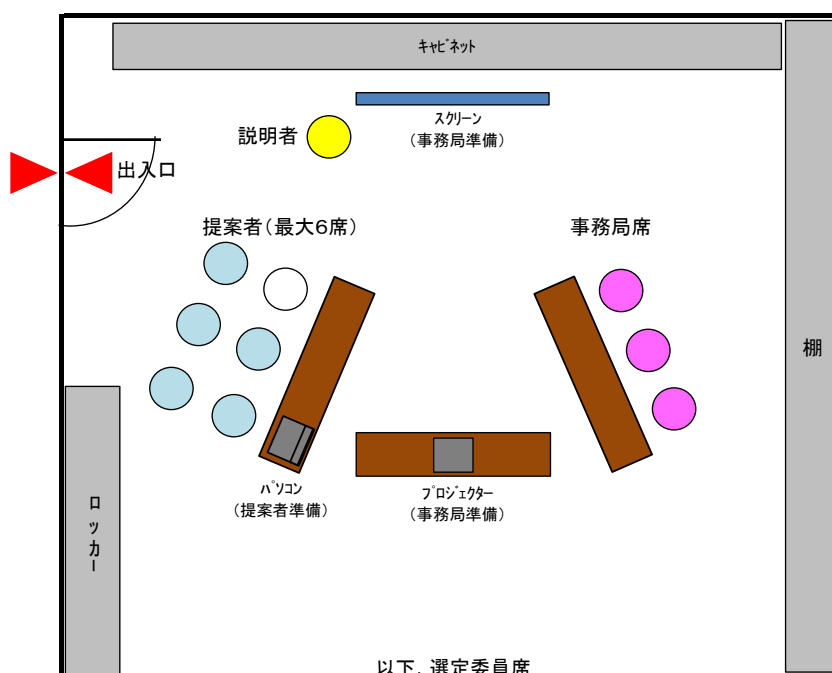
作成手順P2「1技術提案書の作成、(4)作成上の注意事項、④要求した内容」については、様式第11-1～11-6までとし、二次審査に係るプレゼンテーション資料となるパワーポイントの作成も同様とする。

3 その他の留意事項

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。作成手順において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

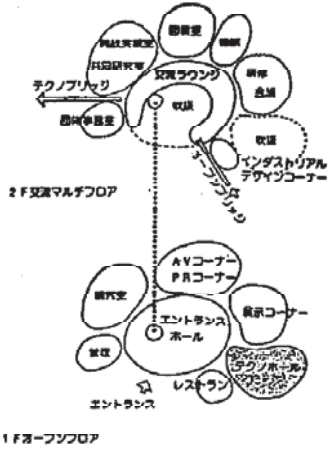
4 二次審査会場レイアウトについて

会場（議員控室）レイアウト図



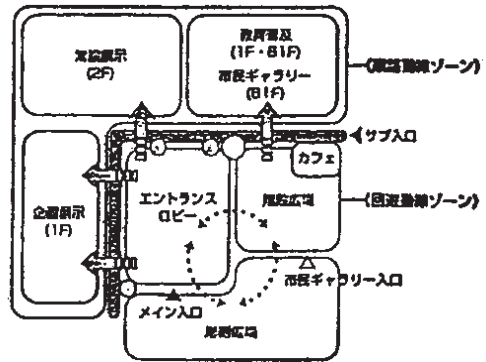
技術提案書への表現例

①許される表現例及びその理由

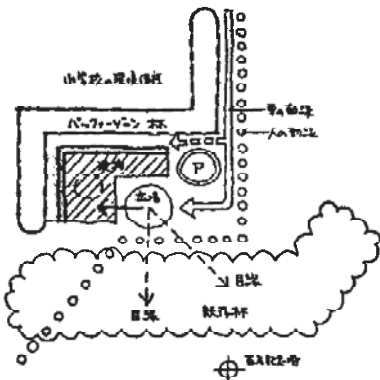


ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。

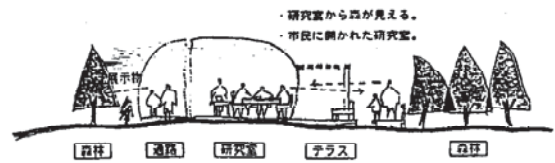
具体的な形状は表現していない。



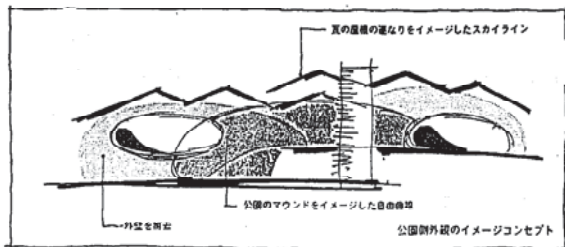
人の動線を説明するとき、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。



人の動線を説明するとき、それを補うために敷地内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。

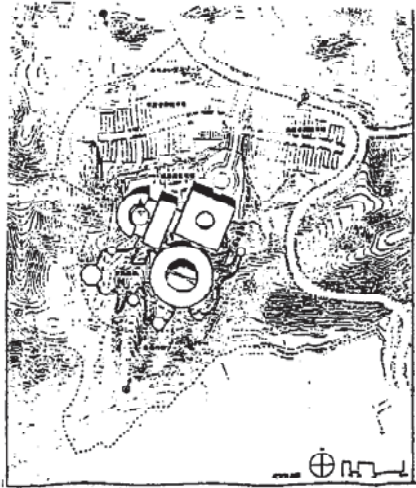


施設と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。

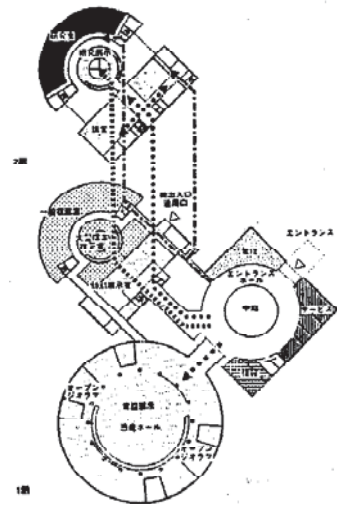


建物のイメージを表現しているもの

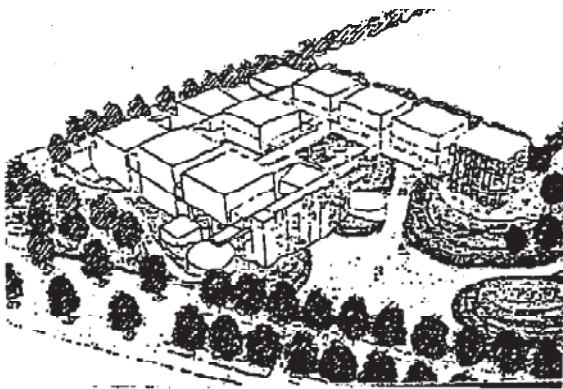
②許されない表現例及びその理由



建物形状が具体的に表現された、周辺地域も含めた配置図である。



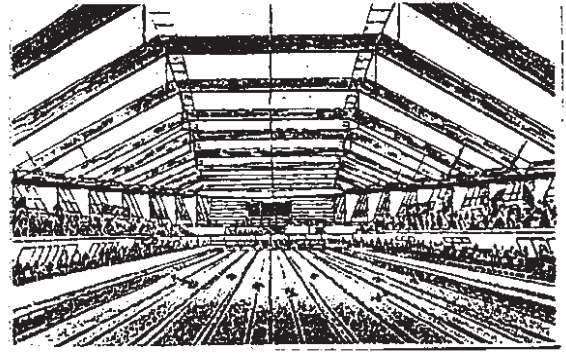
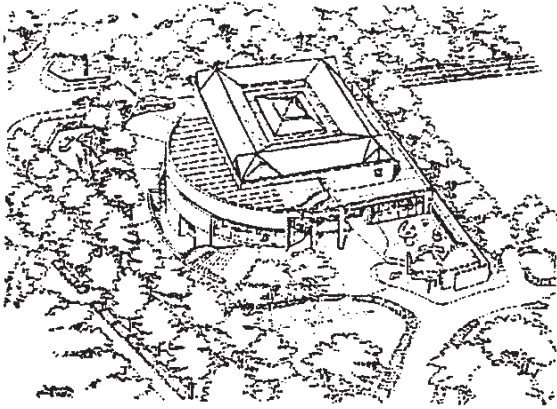
具体的な平面図である。



建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。

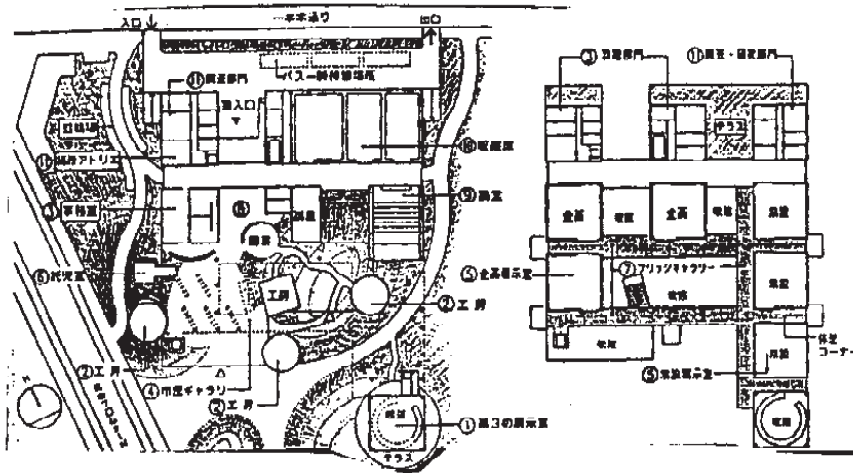


建物の具体的な形状が表現された透視図である。



内観の透視図である。

外観の形状が具体的に表現された鳥瞰図である。



一定の尺度のもとで作成された具体的な配置図、平面図である。

※建物のイメージを表現するために既存の建築物等の写真、イラスト等を使用することは認めるが、この場合引用した建築物等の名称を具体的に記入すること。

(参考2) プロポーザルにおける表現の許容範囲の定義

許容範囲については各委員会等において次のように定義されている。

1) 公共建築設計懇談会 設計プロポーザル検討部会報告

「プロポーザル方式は、当該プロジェクトに関する案を求めるのではなくプロジェクトに対する発想、解決方法、対応姿勢を求めるものである。言い換えれば当該プロジェクトに対する基本的考え方（コンセプト）を重要な判断材料として人を選ぶ方式である。従って、その表現は文章によることを原則とし、視覚的表現は文章を補うためのイラスト、イメージ図、ダイアグラム、パターン図等に止めるべきで、一定の縮尺に基づく図面、透視図、図面を基にした透視図やこれに近いスケッチ等は除外されるべきである。」

2) 「プロポーザル方式実施検討委員会報告書」（平成9年3月、公共建築協会）

「当該施設の全体又はその一部について、形状、寸法、面積、構造及び設備方式が一意的に表現されているもの、もしくは、完成後の当該施設の全体またはその一部について描かれたもの。」

3) 平成12年12月6日付け運用通達における説明書等標準例での記載

「プロポーザルは設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本要請書において記載した事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。」